

芦屋市の公共建築物における木材利用の促進に関する方針（概要）

森林（国内）の機能低下の懸念

森林の機能…自然環境保全、地球温暖化防止 等

森林の機能を維持するには、木材の適切な利用が必要
しかし、
木材の利用は低調

森林の荒廃、機能低下

木材を建築物に用いるメリット

- 優れた断熱性や調湿性
- 衝撃を緩和する効果
- 温かみ 等

人に優しく温かみのある
快適な空間

木材の利用の目標

芦屋市が整備する公共建築物

中心に促進

子どもたちが主に利用する
学校の教室
幼稚園・保育所の保育室
高齢者が主に利用する
福祉施設の集会室等

その他の施設は、
1箇所以上を木質化

内装の木質化を中心に促進

※建築物の用途やコスト、法令の制限や機能性等の制約、木材の利用による付加価値や効果等を考慮のうえ、総合的に判断して、兵庫県産木材も含めた木材の利用を図る。

※木質化を図る部材は、床、腰壁、内部建具等を中心に検討。

※木材利用のPR及び普及に努める。

※木材製品のうち、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に規定する特定調達品目に該当するものは、原則として、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に示された「判断の基準」を満たすものとする。

芦屋市以外の者が整備する公共建築物

特に子どもたちや高齢者が主に利用する教育施設及び福祉施設を整備する事業者を中心に、木材の利用について協力を呼びかけ、連携を図る。